

ID: 255

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料及び管理料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市墓地条例 第8条		
例 規 番 号	令和2年条例第42号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び管理料の不還付) 第8条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 (1) 墓所の使用者が、許可を受けてから3年以内にその場所の全部を返還したときは、使用料及び管理料の半額を還付することができる。 (2) 市長が特別の事由があると認めたときは、使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日